

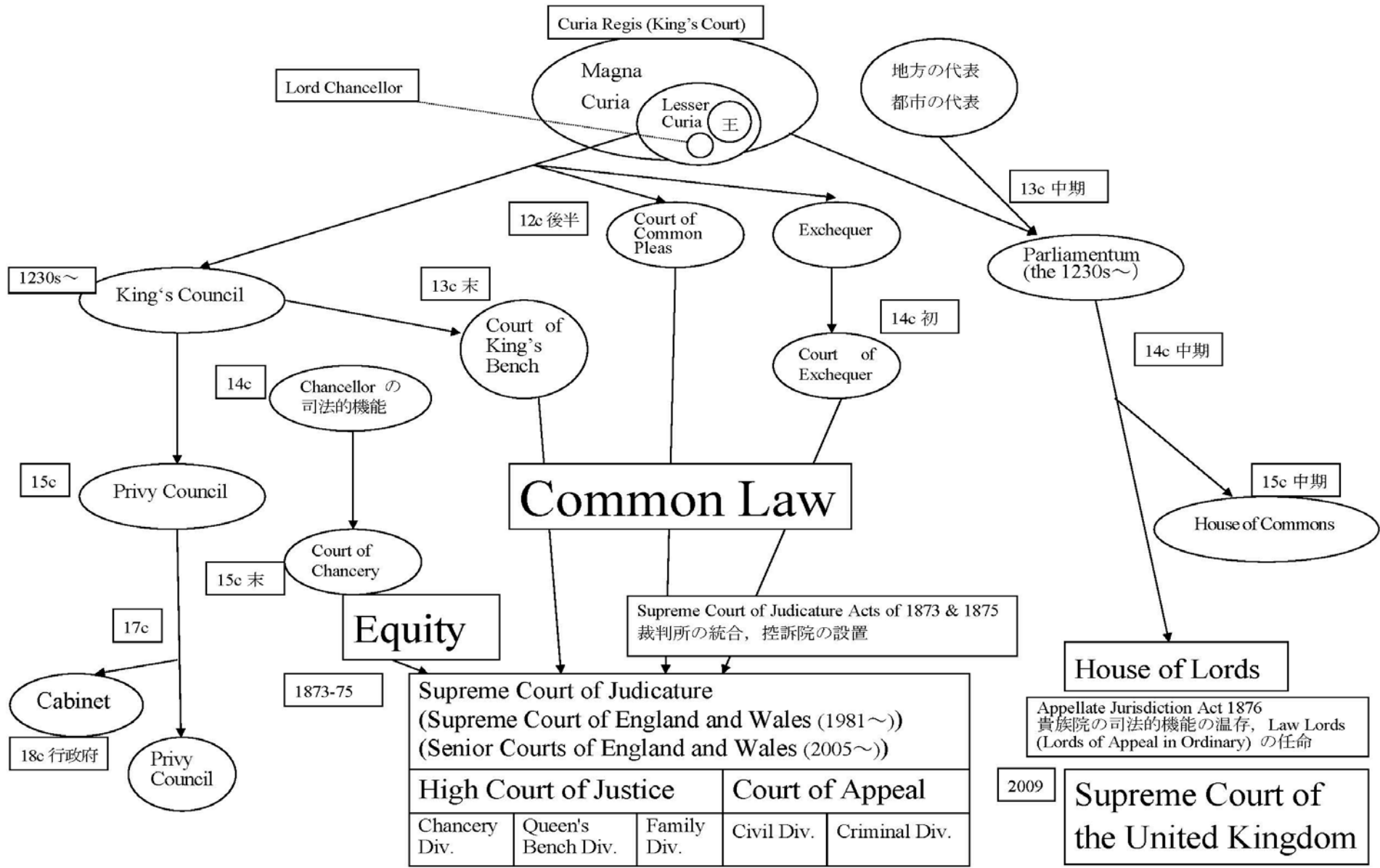
英米法A第3回

英米法概観2

丸山 英二

2 英米法・アメリカ法の特徴

イギリスの統治機関の歴史（裁判所制度と判例法の生成の経緯，民事に焦点を定めている）



Lord Chancellor / House of Lords

【Lord Chancellor(大法官)の職】

- ◆Keeper of the Great Seal(国璽尚書)
- ◆The Speaker of the House of Lords(～2006.7.4.)
- ◆Minister of the Crown でほぼ確実に Cabinet の構成員(法律問題・憲法問題担当)
- ◆President of the Supreme Court (Senior Courts) (Court of Appeal + High Court)(～2006.4.3.)
- ◆President of the Chancery Division of High Court(～2006.4.3.)(→Chancellor of the High Court)
- ◆最高裁事務局長(裁判官職への任命に際して実質的に中心となる。～2006.4.3.)

【Constitutional Reform Act, 2005(2005.3.24)】

- ◆Lord Chancellor 職は残されたが、貴族院議長職や司法部の地位は他の者に移された。最高裁判所設置;裁判官任命委員会設置。

訴訟開始令状(original writ)

【Royal Courts】

- ・人民訴訟裁判所(Court of Common Pleas)
- ・王座裁判所(Court of King's Bench)
- ・財務府裁判所(Court of Exchequer)

【Original Writs】(以下, Common Pleasに焦点を当てた説明)

- ・Royal Courtsで訴訟を提起するためには, 手数料を支払ってChanceryからoriginal writsの発給を得ることが必要 ← Royal Courtsでの手続は例外的に与えられる恩恵(既存の手続として, 領主裁判所, 地方共同体裁判所, 商事裁判所, 教会裁判所, 巡回[巡察]裁判官による巡回裁判があった)。

12世紀末までに、定型的な事件に対しては申立てによって当然に発給される定型令状(writ of course)が揃った。その後も必要に応じて新たな令状が出されたが, 13世紀中期にかけて先例がない令状の発給が控えられるようになり, Provisions of Oxford 1258では, Chancellorが先例のない令状を発給するには, king's councilの同意が必要と定められた。

Common law における訴訟方式 (forms of action)

○事件の事実関係——原告が認識するところ



○訴訟開始令状←大法官府 (Chancery)



○訴答 (pleading: 訴状 (declaration), 答弁書 (plea), 再答弁書, 再々答弁書……)

①Debt (金銭債務訴訟) の declaration において主張されるべき事項

確定額の金銭債務と反対給付; 被告が既に反対給付を現実に受領していること;
債務不履行 (The Breach); 損害額 (The Damages)

②Covenant (捺印契約訴訟) の declaration において主張されるべき事項

捺印証書の作成; 約束の内容; (停止条件の成就); 約束の不履行; 損害額



○審理方法

[次スライド]

訴訟方式 (forms of action)

○審理方法

◆土地の所有権(単純封土権 fee simple)をめぐる訴訟——原則として決闘(champion の利用可), 被告の選択によって grand assize

◆金銭債務訴訟, 動産引渡請求訴訟(detinue)——雪冤宣誓(compurgation; wager of law——被告が自分に金銭ないし動産を支払う・引渡す債務がないことを宣誓し, 11人の宣誓補助者が被告の宣誓の信憑性を肯定する証言をすれば被告が勝訴した。)

◆捺印契約訴訟—陪審など



○判決(の効力)

◆損害賠償を命じるか現実の履行を命じるかなど。

◆強制執行の対象となるものは何か(動産に限られるか, 不動産も含まれるか, など)

◆訴訟開始令状の選択で規定される訴訟の類型のことを訴訟方式(forms of action)という。

Common Law

- ◆Royal courtsが確立する前から存在した領主裁判所，地方共同体裁判所，商事裁判所，教会裁判所は，地域によって，当事者の身分によって手続・法が異なった。
- ◆Royal courtsでは，laws and customs of England, the law and custom of the realm, general custom of the realm（イングランド／王国の法と慣行）が行われるものと主張され，認識された。
↓
- ◆general custom common to the whole land 王国共通の法
↓
- ◆Common Law ——Royal courts が形成した法をコモン・ローと呼ぶようになった。

Equity

(i) 大法官 (Lord Chancellor) の司法機能 (14世紀) — 大法官府裁判所 (Court of Chancery) の成立 (15世紀末)

- ・13世紀末, コモン・ローの硬直化

(例) 捺印証書の効力の絶対視 (詐欺・強迫によって作成されたものであったり, 既に履行されたりしていても, 証書中の債務の履行が強制された; 当事者尋問の否認。

- ・社会の混乱のためや, 相手方が権力や金銭力を利用して陪審や裁判官に圧力をかけるために, 適切な救済が得られない。

- ・令状の体系の固定化 → コモン・ローにおいて適切な救済が与えられない。

⇒ 国王または国王評議会 (King in Council) に宛てて, 救済を求める請願・申立て (petition) がなされる

← コモン・ロー裁判所成立後も国王や国王評議会に裁判権は残存していると考えられた。

Equity

- ・その申立ての処理は大法官に付託される
 - ← ① 国王評議会の代表者と考えられた
 - ② コモン・ロー裁判所における訴訟の開始に必要なoriginal writを発給するChanceryの長で、コモン・ローの実務に通じていた。
- 後に、申立ては大法官および国王評議会宛に、そして14世紀末までに申立ては直接大法官宛になされるようになった。
- ・大法官は、当初は、King in Councilの名で、後(1474)には、みずからの名前で救済を与える命令を出すようになる)。
- ・大法官は、当事者に対する尋問を通して、法律行為や書面の背後にある当事者の意図や状況を調べた
 - ←大法官は、Thomas Wolsey(1515～1529)まで、一貫して聖職者の出身であり、懺悔聴聞の経験が豊かであった。ちなみに、Wolseyの次の大法官はThomas More(1529～1532)。

Equity

- ・大法官は、救済を与えるべきと判断すれば、被告のコモン・ロー上の権利を否定することなく、良心と公平との名において(in the name of good conscience and equity), 妥当な救済を与える命令(decree)を被告に対して出した
 - ・恩惠的に, 個別的に, 裁量的に, 対人的に。
 - ・エクイティは対人的に働く〔Equity acts in personam.〕
 - ・特定履行命令 (specific performance) と 差止命令 (injunction) — 命令に従わない場合には裁判所侮辱罪 (contempt of court) で, 被告が命令に服従する心証が得られるまで拘禁したり, 罰金を科したりした。
- ⇒このような大法官の処理が集積してできた判例法がエクイティ(equity)である。

Common Lawのことば

- ① 12世紀以降, 国王裁判所が下してきた判決が集積してできた判例法体系(ないしはそれに由来する判例法体系)という意味. エクイティに対比される.
- ② ①の意味のコモン・ローにエクイティなどを加えた判例法という意味. 制定法に対比される.
- ③ 判例法のみでなく制定法も含めた, 全体としてのイギリス法という意味.
- ④ 英米法系に属する国々の法という意味. 大陸法に対比される.
- ⑤ 教会法に対して世俗の法という意味.

米国民事訴訟手続の概要

○訴状 (complaint) の裁判所への提出 ; 裁判所による呼出状 (summons) の発行



○訴状・呼出状の被告への送達 (service) (または呼出状送達の省略 [= 免除] の依頼の郵送)

呼出状の文面 (要旨)

あなたに対して訴訟が提起されました。この呼出状があなたに対して送達された後21日以内に、あなたは、添付の訴状に対する答弁書または[訴えの却下を求め] 申立書を原告に送達しなければなりません。もし、あなたがその対応をしなければ、訴状で請求された救済についてあなたが敗訴の欠席判決が下されることになります。併せて、答弁書または申立書を裁判所に提出することも必要です。

米国民事訴訟手続の概要

呼出状送達の省略〔＝免除〕の依頼の文面（要旨）

あなたに対して訴訟が提起されました。訴状の写しを添付しています。この書面は呼出状や裁判所からの正式の通知ではありません。これは、費用節約のために、あなたが正式の呼出状送達を免除するよう求める依頼状です。費用を節約するためには、本状の発信日から〔 〕日（30日以上）以内に、同封の免除書面に署名のうえ、返送して頂く必要があります。

あなたが免除書面に署名のうえ返送して頂ければ、わたしはそれを裁判所に提出します。その場合には、免除書面が提出された日に呼出状送達があった場合と同様に訴訟が進行します。あなたは、本状の発信日から60日以内に訴状に対する答弁〔答弁書または申立書の送達・提出〕をする必要があります。



○21日（60日）以内に答弁書（answer）または訴えの却下を求める申立てがなされないとき→欠席判決（judgment by default）の申立て

米国民事訴訟手続の概要



○訴えの却下を求める申立て(事物・対人管轄権の欠如; 裁判地の不適正; 訴状・呼出状の不適切; 送達の不適切; 救済が与えられうるような請求の原因を主張していないこと(motion to dismiss for failure to state a claim upon which relief can be granted; demurrer)) → 訴えの却下



○答弁書の原告への送達, 裁判所への提出 → 事実・法律問題について争う。



○開示手続(depositions(証言録取書); written interrogatories(質問書); production of documents or things or permission to enter upon land or other property(文書・物件の提出, 土地等への立入許可); physical and mental examinations(身体検査・精神学的検査); requests for admission(自白の要求))

両当事者は一定の事項について自発的に開示をすることが求められる(required disclosures[義務的開示])

米国民事訴訟手続の概要



○略式判決(summary judgment)の申立て——書面証拠によって主要事実に関する争いが現実には存在しないthere is no genuine dispute as to any material fact ことが証明でき, その争いのない事実には法を適用すると当然に自分が勝訴することを主張できる場合に認められる。



○事実審理前協議(pretrial conference)



○事実審理(trial)(陪審が用いられる場合)

陪審の編成

冒頭陳述(opening statement)

証拠調

原告の主たる証明(case in chief)

米国民事訴訟手続の概要

原告の主たる証明 (case in chief)

原告側証人① 直接尋問 (direct examination) → 反対尋問 (cross examination) → 再
直接尋問 → 再反対尋問 [直接尋問における誘導尋問 (leading questions) の禁止]

原告側証人 ②……………

原告の主たる証明の終了 (rest)



○法律上当然の判決 (judgment as a matter of law) ; 指図評決 (directed verdict)
); 訴えの却下 (nonsuit; involuntary dismissal) を求める申立て



被告の主たる証明 (case in chief) [法律上当然の判決を求める申立て]

原告の反証 (rebuttal) [法律上当然の判決を求める申立て]

被告の反証 (surrebuttal / rejoinder) [法律上当然の判決を求める申立て]

最終弁論 (closing argument)

原告 → 被告 → 原告

米国民事訴訟手続の概要



○陪審に対する説示 (charge; instruction)



○陪審の評議 (deliberation)



○評決 (verdict) — general verdict / special verdict



○判決の登録 (entry of judgment)



○法律上当然の判決を求める再度の申立て (renewed motion for judgment as a matter of law) ; 評決無視判決を求める申立て (motion for judgment notwithstanding the verdict; judgment non obstante veredicto; judgment n.o.v.)

○再審理の申立て (motion for a new trial)

米国民事訴訟手続の特徴：陪審制の影響

(イ) 法の難解化の防止——陪審が理解できる法

(ロ) 集中審理——別に職業を持っていることが多い陪審員は期間をあけて何回も出頭することが難しいこと、また、記憶の低下や外部からの影響を防ぐ必要から、事実審理は1回限りで集中してなされる。

(ハ) 開示手続の発達——当事者に対する不意打ちを防止し、十分な準備を可能にするため、開示手続などが発達した。

(ニ) 訴答・略式判決・指図評決・評決無視判決等の手続——陪審審理を不必要に開くことを避けるための手続や、陪審の認定が合理性の枠内にとどまるよう裁判所がコントロールするための手続が発達した。

(ホ) 法廷技術の発達——証人に対する反対尋問の技術などの法廷技術が発達した。

(ヘ) 証拠法の発達——陪審が証拠の評価を誤らないようにするために、一般に信憑性が低いとされる一定の種類の証拠の提出を禁じる証拠法則が発達した。